2026年3月7日

１８－３

肢ア

私人間適用。

公序良俗に反するか否か。一度、仮採用してしまっており、期待が生じている。

思想のみで拒否するのは、公序反する。

肢イ

私人間適用。努力で、コントールできない。男女のみで、年齢差を設けるのは、公序に反する。

肢ウ

労働組合の協力義務。私人間適用。団体と、組合員の利益を考慮して決定すべき。

肢エ

私人間適用。大学と学生の関係。団体の性質に照らして、制限が許容される。

目的の範囲。

１８－４

肢ア

請求権、社会権。抽象的権利、法律があって具体的権利となる。

立法裁量ある。不作為違憲確認提起できない。

肢イ

統制権、２８条、団結権。

対使用者と関係で効力を発揮。選挙無関係、目的の範囲外。私人間適用

肢ウ

他の組合、または新たな組合を作ったものに、解雇義務が及ぶのは他の組合の団結権を害する。

民法９０条に照らし無効

肢エ

労働者が、権利者の意思を排除して経営を行うのは、正当な争議ではない。

対等になるためもの。不作為はOKだが、それ以上に相手の権利を奪うことはダメ

肢オ

ストライキ中の賃金は請求でない。労働していないのに使用者に害を与えることになる。

１８－５

小問１

事実の報道の自由は、国民の知る権利に奉仕する。表現の自由により保障。

１.新聞の報道の自由は認められていることを前提に、前科との関係問題なっている。
２.批判、事実の報道とは異なると思われる。
３.取材の自由の前提として報道の自由の問題となった。

小問２

閲読の自由は、派生原理として導かれる。表現はしてないが、前提がないと表現できない。

小問３

３．公平な放送を要求できるのであれば、放送局には、反論請求ができる方向になる。

１と２は、正しい。国と私人は違うので、アクセス権を認められないという方向性。

１８－６

肢ア
　条件付も有効。国会に認めた権限といっている

肢イ
　事前は不要。時宜によっては事後にとなっている。明らかに間違い。憲法の規定とずれる。
　国会が会期制。
　諸外国に対応するのは内閣の権限であることを踏まえると、事後も許容する

肢ウ
　新たな条項を付した場合は、再度、締結する旨、政治的義務を負う。
　新たな条項付き承諾が、有効であることが前提

肢エ
　新たな条項をつけることができない。不承認と取り扱うこととなる。
　論理的には、成立する。

肢オ
　条項つきということは、その時点で、承認はしてない。
　国内的効力は無効であると解釈できる。民主的正当性に疑問があるので

肢カ
　内閣が条項付きで締結しないとだめ。一方の国の国会の議決で効力を所持させることは問題。国際協調や、内閣の権限を侵害することになるだろう。

１８－７

A　5

積極規制、社会政策。小売市場。距離制限

B　1

薬事法の距離制限。消極的、警察的許可。

他の手段で、目的が達成できないことも必要。

C　3

公衆浴場の配置、社会政策・浴場などを保護。

消極、積極判断できない。イメージ、混合。公衆の衛生など

距離の問題

D　2

たばこ屋の距離の問題。A の判例に類似、引用する。

４、６　業ができるか問題、距離制限の問題ではない。意味を理解しているかを問う問題

１８－８

肢ア

条約と租税法律主義の関係

条約と法律は、形式的には別。条約では、税を決められないが筋。
不都合、関税を法律で定めるとすると、相手国との関係で、迅速性欠く。
条約で定められる必要あり。
租税法律主義、財政民主主義を踏まえて、明確化を要求したもの。
条約であっても、民主的な正当性ある、また明確である。
したがって、条約は、８４条の法律に含むと解釈できる。
よって、憲法違反でない。

肢イ

解除の正当な理由にはならない。取引の安全、私法の規定で考える。

肢ウ

財政民主主義、増額の修正もなしうる。民主主義に一番近いのは国会。
増額の規定あり。ただし、授権が必要。

肢エ

補正予算などは、事前の承認手続になる。予備費は事後、承認。
選択する裁量はない。手続が決まっているので。

１８－９

肢ア

価値の平等は、要求される。

数のみならず、価値も平等選挙に含む。

著しく不平等の場合にも直ちに違憲にならない。合理的期間論。

人口移動があるので、そこも踏まえて判断する。

裁量はあるが、基本原則との関係では慎重な判断になる。

自由選挙、平等選挙、秘密選挙、直接選挙、普通選挙

肢イ

３倍を超える場合は、平等選挙違反。しかし、直ちにそれで憲法違反にはならない。

合理的期間論

肢ウ

投票価値の平等は、直接要求される。憲法１４条

肢エ

選挙区のみを無効等すると、憲法の初期しない結果（プレー３小問３肢２）となる。

無効にできない。